

運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査の結果

1 文書による指摘事項

番号	指摘区分		根拠条文等	指摘内容
1	認定 法 関 係	軽微な変更	認定法第 13 条第 1 項第 2 号	認定法では、内閣府令で定める軽微な変更については、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないこととされているが、これがなされていないので是正すること。
2		事業報告書等の提出	認定法第 22 条第 1 項	認定法では、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等を行政庁に提出しなければならないとされているが、特段の理由もなくこれがなされていないので是正すること。
3		経理的基礎及び技術的能力	認定法第 5 条第 2 号関係	公益認定等ガイドラインでは経理的基礎として、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること、不適正な経理を行わないこととされているが、支出伺いから総勘定元帳への転記漏れ及び科目誤りがあり、総勘定元帳と計算書類の金額が一致しなかったので是正すること。

2 口頭による指摘事項

番号	指摘区分		根拠条文等	指摘内容
1	法人 法 関 係	社員総会の招集の決定	法人法第 38 条第 2 項	法人法では、理事が社員総会を招集するときは理事会の決議によらなければならないとしているが、これがされていなかった。

番号	指摘区分		根拠条文等	指摘内容
2	法人関係	議決権の代理行使	法人法第 50 条	法人法では、総会は代理人によって行使することができ、社員又は代理人は、委任状等、代理権を証明する書面を提出し、法人はその書面を社員総会の日から 3 箇月間その主たる事務所に備え置かなければならないが、これがなされていなかった。
3		社員総会の決議の省略	法人法第 58 条第 1 項	法人法では、社員総会の決議の省略は、社員全員の同意の意思表示により行われるが、これがなされていなかった。
4		理事の権限	法人法第 91 条第 2 項	法人法では、代表理事及び業務を執行する理事として選定された理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされているが、理事会への会長及び専務理事の職務の執行状況の報告が法に定める回数を満たしていなかった。
5		招集手続	法人法第 94 条第 1 項及び第 197 条	法人法では、理事会の招集通知について、理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならないとされているが、監事に対してこれがなされていなかった。
6		理事会及び評議員会の決議の省略	法人法第 96 条及び 194 条第 1 項	法人法では、理事会及び評議員会を「決議の省略」により実施する場合、提案内容について全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときに、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなすこととなっているが、一部同意書（理事長及び評議員 2 名）を徴取していないものがあった。
7		理事会への出席義務等	法人法第 101 条 1 項及び第 197 条	法人法では、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないとされているが、これがなされていなかった。

番号	指摘区分	根拠条文等	指摘内容
8	法人	決算書類等の評議員への提供	法人法では、理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、評議員に対し監査を受け理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならないとされているが、これがなされていなかった。
9	法 関 係	貸借対照表の公告	法人法では、定時社員総会（定時評議員会）の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならないが、これがなされていなかった。
10			法人法では、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならないが、電子公告は行っていたが、主たる事務所の公衆の見やすい場所に公告していなかった。
11	そ の 他	法人の定款（規程、内規）に違反するもの	定款では、事業計画書及び収支計算書は、直近の定時または臨時の評議員会に報告することとなっているが、これがなされていなかった。
12			印章規程では、公印使用簿を作成するとしているが、作成していなかった。
13			法人の経理処理に関すること